

中国周辺の擬似漢字系文字

吉池孝一

一

中国の周辺に位置する現在と過去の文字のうち、漢字に由来する文字群および漢字と関連の深い文字群を「漢字関連文字」と呼び分類すると次のようになる。

■漢字関連文字

1. 漢字系文字
 - a. 変用文字(万葉仮名、侗族の文字など)
 - b. 変形文字(字喃、壮族の文字など)
 - c. 派生文字(仮名、女書)
2. 擬似漢字系文字(契丹文字、西夏文字、女真文字など)
3. 非漢字系文字(ソグド系文字、パスパ文字、ハングルなど)

漢字に由来する文字群については西田龍雄 2002¹を参考にして用語をやや改め、新たに非漢字系の文字群を加えて諸文字の関係を示した。その中身は、漢字から作られた漢字系文字、漢字に似せて創製された擬似漢字系文字、漢字と系統を異にするが関連のある非漢字系文字からなる。この枠組みは、文字の系統分類を利用しているが、文字の系統分類ではない。文字組織全体から見た漢字との関連性によって分類を試みたものである。ここで言う文字組織は、字形を形作る文字要素と文字、文字要素を組み合わせる文字を作る方法、文字を互いに区別したり同類に纏めたりする方法²、表音と表意の方法、縦書き・横書き・分ち書きなどの文字配列法よりなる。

以上は漢字関連文字の全体である³。漢字系文字については『KOTONOHA』49号⁴で述べた。本稿では擬似漢字系文字についてやや詳しく述べる。

二

擬似漢字系文字は漢字に似せて作られた新しい文字である。雑多な文字の集積という面があり、漢字系文字とも非漢字系文字ともし得ないものを一括して入れておく便利な枠組みともなる。まずは遼の契丹文字、西夏の西夏文字、金の女真文字を挙げることができる。これらの文字は10世紀から12世紀にかけて東アジアの北側の地域において創

製された国定の文字である⁵。国が減ぶと共に文字使用の伝統も絶え、解読が必要な文字として今に至った。その他に、中国貴州省水(スイ)族の文字、中国雲南省頃尚(リス)族の文字も加える。こちらは最近まで使用されていた文字である。

さて、10世紀の初め遼(916～1125年)で契丹文字が作られた。契丹文字には大字と小字の二種があり、この文字でモンゴル系の契丹語が記された。先ず大字が作られ次いで小字が作られた。

契丹大字は遼の太祖阿保機(アボキ)が920年に公布した表意文字で、漢字の俗字体の筆画を増減して作ったものである。その数1,800余り。漢字をそのまま利用したもの約1/5、筆画を増減して作ったもの、漢字を組み合わせて作ったものもある。これらは漢字系文字である⁶。その他に、漢字との関係を明示し得ない文字が多数ある。解読にあたり、契丹大字文と漢字漢文が併記された碑文を利用する。また金の女真文字には大字を参考にした部分があるため、漢字と女真文字を参照する方法も採られる。表意文字の場合、一字一字につき音と意味を解明しなければならず、よほど条件が良くないと全面的な解読は難しい。大字はほんの僅かしか解読されていない⁷。

契丹小字は太祖の弟迭剌(テツラツ)がウイグル文字の組織に学んで作った文字である。字数少なくして通用し得るといふ⁸。大字公布より数年の後に作られた⁹。単音または音節を表音的に表わす基本字が380ほどある。これをハングルのように左右上下に組み合わせ、正方形や縦長の長方形に外形をまとめあげて一つの単位とする。その際、語幹に接続する接尾辞は連書されて、一つの単位となる。この単位は、意味の切れ目に対応しており、分ち書きの役目を果たす。分ち書きはウイグルの文字組織に学んだものであろう。基本字の字形は漢字や契丹大字に似ている部分もあるが、その由来について定説はない。基本字を綴り合わせて語音を表記するので、糸口さえ掴めれば次々と文字の音を明らかにすることができる。碑文には漢語の人名や官職名などを小字で音写した部分があり、これを糸口にして小字の研究はだいぶ進んでいる¹⁰。小字による借用漢語の音写の法も時代を下るに従って次第に精密になるという興味深い現象もみられる¹¹。ただし、契丹語を記した部分の解読が難しく、既に滅んでしまった契丹語を構築しながら解読を進めているという状況である。なお、小字には篆書体がある。これは漢字篆書体に学んだものである。

11世紀には西夏文字が作られた。初代皇帝の李元昊が、大臣の野利仁栄らに作らせ西夏(1038～1227年)建国の直前1036年に公布した文字である¹²。チベット系の西夏語を記した表意文字であり、文字を方形にまとめ縦に右から左に綴る点は漢字のような印象を与えるが、その文字要素は漢字とは似ていない。文字要素を組み合わせる文字を作

る方法は漢字を模したものとされる。篆書体もあり、これは漢字篆書体に学んだものである。先に表意文字は条件が悪くないと全面的な解読には至らないと言った。西夏文字の場合、字典や韻書に始まり様々な資料が残っている。その中でも西夏語と漢語の対訳語彙集である『番漢合時掌中珠』(1190年)は初期の解読にとって極めて有用であった。解読にとって理想的な条件の下にあったため研究は急速に進み¹³、6,000余りの文字はほとんど解読され今では大部の字典もある¹⁴。あとはこれまでの説の修正と精密化が待たれる。この文字の魅力は資料の豊富さにある。先にみた契丹文字の場合、主な資料は哀冊や墓誌銘であり、大字と小字をあわせても二十数種しかない。解読されたとしても資料数や分野に限られており、影響は限定されたものとなる。その点西夏文字には様々な分野にわたる膨大な資料がある。

12世紀には金(1115~1234年)で女真文字が作られた。この文字には、契丹文字と同様に、大字と小字があった。大字は、金の太祖阿骨打(アクダ)の命により、完顔希尹(ワヤンキイン)が漢字楷書に倣い契丹文字の制度によって作ったものという。1119年に公布された。その後、第三代皇帝熙宗の時代に小字が作られ1138年に公布された¹⁵。大字と小字はどこが違うか諸説あり定説を見ないが¹⁶、現存する女真文字資料が表意文字と表音文字の混合であるとする点は諸家の一致するところである。ちょうど日本の漢字仮名混じり文のようなものとされる¹⁷。文字数は約750。その中に漢字に直接由来するもの、漢字よりできた契丹文字に由来するものなどの漢字系文字が含まれる。その他に、契丹文字に由来するもの、漢字や契丹文字に似ているが派生関係が明らかでないものがある。主な資料は金代の碑文と明代の『女真館訳語』である。後者は漢語と女真語の対訳語彙集と例文集で、女真文字の解読に果たした役割は大きい。当初より、この文字で書かれた言語はツングース系で、清朝の支配者の言語である満洲語に近いことがわかっていた。研究も進み今では辞典もある¹⁸。

以上をもって考えるに、遼・西夏・金で創製された文字は、いずれも漢字と同様に文字は方形で縦に右から左に綴られるが、文字要素が漢字と似ているかどうかという面からみると、契丹大字、女真文字、契丹小字、西夏文字の順に漢字から遠ざかる。表意と表音の方法という面からみると、契丹大字については不明な部分もあるが、西夏文字、契丹大字、女真文字、契丹小字の順に漢字から遠ざかり漢字との関係は薄くなる。

三

遼、西夏、金によって創製された文字は正式な国字であった。ここに紹介する擬似漢字系文字は民間で起こった非公式の文字である。

先ず中国貴州省水(スイ)族の水文字がある。これは水族の祈祷師が使用する表意文字

で、明代から現代までの資料がある。総字数は 1,200 余り。異体字を除くと 480 ほどになる。象形性の強い独特の文字の中に、漢字の天地や左右を逆にしたものなど、漢字を改変した漢字系文字が混じる¹。文字は方形で縦に右から左に綴る点、意味の切れ目に対応した分ち書きがない点は漢字の文字組織を彷彿とさせるが、漢字系ではない文字を多く含む。

次に中国雲南省頃尚(リス)族の頃尚文字がある。1920 年代初期、維西県の頃尚族農民の汪忍波によって考案されたもので、現在でも一定数の使用人口を持つ。字数は 900 余り。音節を表わす表音文字として使用する。独特の文字の中に、漢字や他の少数民族文字から字形のみを借りた文字が混じる。例えば、漢字「囚」で頃尚語の[do]（出る）を表わす²。文字が方形で縦に綴る点、意味の切れ目に対応した分ち書きがない点は漢字と同じである。もっとも、行の方向は左から右に進む。この点は漢字と異なる。

1 西田龍雄 2002『アジア古代文字の解説』（中央公論新社。もと『アジアの未解説文字』大修館書店、1982 年）の付記による。281-282 頁参照。

2 文字の区別（示差）として、平仮名の「ろ」と「る」、「わ」と「ね」、「め」と「ぬ」などが同じ手順で区別されていることを挙げることができる。この指摘は西田龍雄 1987「漢字の生成発展と“擬似漢字”の諸相」『書道研究』（1987:9、31-41 頁）にある。文字を同類にまとめる（示同）方法として「だ、ば、が」などの濁点がある。このような示差と示同の機能により文字組織の一部である字形は緩やかな体系をなしている。

3 吉池孝一 2006「中国周辺の漢字関連文字について」『KOTONOHA』48 号、23-27 頁参照。

4 吉池孝一 2006「中国周辺の漢字系文字」『KOTONOHA』49 号、25-30 頁参照。

5 契丹文字、西夏文字、女真文字の史書における位置づけは白鳥庫吉 1898「契丹女真西夏文字考」『史学雑誌』第九編第十一・十二号（『白鳥庫吉全集 第五卷 塞外民族史研究 下』（岩波書店、1970 年）所収に負うところが大きい。創見に富む論文である。

6 『遼史』卷二「本紀」に「五年（920）春正月乙丑始製契丹大字、・・・九月・・・壬寅大字成、詔頒行之。」とある。『新五代史』卷七十二「四夷附録第一」に「至阿保機、稍并服旁諸小國、而多用漢人、漢人教之以隸書之半増損之、作文字數千、以代刻木之約」とある。ここで言う「隸書」は聶鴻音 1999「契丹大字解説淺議」『民族語文』

（1999 年第 4 期、51-57 頁）によると伝統的な隸書ではなく当時通行していた漢字の俗字体を指す。漢字系文字として、例えば「皇帝」「仁」など漢字をそのまま利用したもの、「大」字に筆画を増して作字し『大きい』を表わしたもの、「馬」字の筆画を減じ

て作字し『馬』を表わしたものの、「天」と「土」を組み合わせて『天』を表わしたものなどがある。

7 劉鳳翥 1998「契丹大字六十年之研究」『中国文化研究所學報』（香港中文大學）1998年、新第7期、313-338頁に全資料の模写と解説がある。

8 『遼史』卷六十四「皇子表」に「回鶻使至、無能通其語者。太后謂太祖曰、迭剌聰敏可使。遣迓之。相從二旬、能習其言與書、因制契丹小字、數少而該貫。」とある。

9 注4の白鳥庫吉 1898はウイグルの使者の来貢年より推し天贊三年（924）か天贊四年（925）とする。

10 清格爾泰他 1985『契丹小字研究』中国社会科学出版社を参照。

11 吉池孝一 2003「漢語の精母系子音を表わす契丹小字について」（2003.12,18-21頁）、2004a「止摂開口精母系の漢語音を表わす契丹小字について」（2004.1,11-14頁）、2004b「止摂開口莊章母系の漢語音を表わす契丹小字について」（2004.2,11-14頁）『KOTONOHA』13,14,15号を参照。

12 『宋史』卷四百八十五「夏國上」に「元昊自制蕃書、命野利仁榮演繹之、成十二卷、字形體方整類八分、而書頗重複。……復改元大慶宋寶慶元年（1036）。」とある。「蕃書」とは西夏文字のことである。元昊が作り、野利仁榮に整えさせたとあるが、李錫厚・白濱・周峰 2005『遼西夏金史研究』（福建人民出版社、125頁）にみえるように、元昊の主催の下、野利仁榮らによって作られたとするのが穏当であろう。

13 西田龍雄 1997『西夏王国の言語と文化』岩波書店を参照。

14 李範文編著 1997『夏漢字典』中国社会科学出版社。

15 『金史』卷七十三「完顔希尹」の伝に「太祖命希尹、撰本國字、備制度。希尹乃依倣漢人楷字、因契丹字制度、合本國語、製女直字。天輔三年（1119）八月字書成、太祖大悦、命頒行之。……其後、熙宗亦製女直字、與希尹所製字俱行用。希尹所撰謂之女直大字、熙宗所撰謂之小字。」とある。さらに『金史』卷四「熙宗」に「天眷元年正月（1138）……頒女直小字。」とある。

16 注1の西田龍雄 2002（初版 1982）は、大字は表意文字主体の文字であったが表音文字の小字ができてから両者は混用され日本の漢字仮名混じり文のように用いられた。現存の多くの資料は大字と小字が混用されたものという。一方、清瀬義三郎則府 1997「女真文字」『月刊しにか』（1997年6月号、35-40頁）は、大字は単体字で小字は合体字とする。現存資料のほとんどは大字の資料であり、1976年に発見された女真文字銀牌や日本の『吾妻鑑』にある合体字こそが小字であるという。

17 日本の漢字仮名混じり文の場合、漢字と仮名の字形は異なっており表意文字と表音文字の区別は一目瞭然であるが、女真文字の場合表意文字と表音文字の外見はほとんど変わらない。万葉集（4290番）に「春野尔 霞多奈毘伎 宇良悲 許能暮影尔 鶯奈久母 春の野に 霞たなびき うら悲し この暮影（夕影）に 鶯なくも」とあり、下線部の表音部分とそれ以外の表意部分の外見は変わらない。女真文字資料のイメージとしてはこういったものに近いと考えておいてよい。

18 金啓琮編著 1984『女真文辞典』文物出版社。

19 曾曉渝・孫易 2004「水族文字新探」『民族語文』2004年第4期、12-18頁参照。
なお王国宇 1993「水族古文字考釈」『中国民族古文字研究（第二輯）』（天津古籍出版社、258-272頁）には127字につき意味と音が記されており参考となる。

20 木玉璋 1994「頃尚族音節文字造字法特点簡介」『民族語文』1994年第4期、64-67頁参照。